令和８年度
火葬場に係る検討会（第２回）
会 議 録

令和８年 10 月 14 日

東京都保健医療局

（午後　　３時００分　開会）

○健康安全部長　それではお待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より火葬場に係る検討会の第２回を開催させていただきたいと思います。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます、東京都保健医療局健康安全部長の神永でございます。よろしくお願いいたします。

会議に当たり初めに注意事項がございます。本日の会議はウェブ会議を併用するハイブリッド形式の開催となります。円滑に進められるよう努めてまいりますが、機器の不具合等により映像が見えない、音声が聞こえない等がございましたら、その都度事務局までお知らせいただきたいと思います。

また、会議を行うに当たりまして、委員の皆さまに３点お願いがございます。１点目ですが、ご発言をされる際には会場でご参加の方につきましては挙手をしていただき、またオンライン参加の方につきましては手を挙げるボタン、こちらを押していただき会長のご指名を受けてからご発言いただくようお願いいたします。

２点目はご発言の際にはお名前をおっしゃっていただいてから、ご発言いただきますようお願いいたします。本日は議事録の作成のため速記も入っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

また、３点目でございます。オンラインの参加の方にお願いを申し上げます。オンライン参加の方につきましては、カメラをオンにしていただいた上で、マイクは発言時以外はオフにしていただきますようお願いをいたします。

続きまして、資料の確認をお願いさせていただきたいと思います。委員の皆さまにはすでに事前にメールでお送りをしておるところでございますが、本日の資料につきましては、次第と委員名簿、また資料１と資料２、また参考資料１として要綱を付けさせていただいておるところでございます。内容につきまして過不足等ございましたら、事務局までお伝えいただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、本会議の情報公開に関する取り扱いについて、お知らせをいたします。本日の会議は公開となっておりまして、議事内容は議事録として後日公開をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、委員のご紹介を順にさせていただきたいと思います。資料の中の火葬場に係る検討会の委員名簿、こちらをご覧ください。これから名簿順にお名前をお呼びいたしますので、できましたらお呼びしたタイミングで、一言、各委員からのご発言をいただければと思います。

また、オンラインでご参加の委員の方におかれましては、発言の際マイクをオンにしていただいてご発言いただくようお願いをいたします。それでは順にご紹介させていただきます。本検討会会長の大橋洋一委員でございます。

○大橋（洋）会長　大橋でございます。司会担当いたします。よろしくお願いいたします。

○健康安全部長　長江曜子委員でございます。
○長江委員　皆さんこんにちは。長江と申します。墓地と火葬場を葬祭施設として研究しております。よろしくお願いします。
○健康安全部長　オンラインでご参加の横田睦委員でございます。
○横田委員　よろしくお願いいたします。
○健康安全部長　大橋周作委員でございます。
○大橋（周）委員　公認会計士の大橋周作と申します。よろしくお願いいたします。
○健康安全部長　吉住健一委員でございます。
○吉住委員　新宿区長の吉住健一です。よろしくお願いいたします。
○健康安全部長　保坂展人委員でございます。
○保坂委員　世田谷区長の保坂展人です。よろしくお願いします。
○健康安全部長　オンラインでご参加の山田加奈子委員でございます。
○山田委員　北区長の山田加奈子です。どうぞよろしくお願いいたします。
○健康安全部長　斉藤猛委員でございます。
○斉藤委員　江戸川区長の斉藤猛です。よろしくお願いします。
○健康安全部長　高野律雄委員でございます。
○高野委員　府中市長の高野律雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
○健康安全部長　本日、小林洋子委員がご欠席でございますが、代理で小平市都市開発部長の金子さまがオンラインでご参加いただいております。
○金子委員　小平市都市開発部長の金子でございます。本日は市長の代理で出席いたします。どうぞよろしくお願いいたします。
○健康安全部長　阿部裕行委員は本日ご欠席でございます。続きまして、東亨委員でございます。
○東委員　日の出町町長の東亨でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○健康安全部長　最後に副会長の花本由紀委員でございます。
○花本副会長　保健医療局理事の花本です。どうぞよろしくお願いいたします。
○健康安全部長　また、本日は、検討部会に委員としてご参加をいただき、最新の火葬技術などについてご紹介をいただいた、一般社団法人火葬研代表理事・会長の武田至さまにも参考人としてオンラインでご参加をいただいております。武田さま一言お願いいたします。
○武田参考人　火葬研の代表の武田と申します。本日はよろしくお願いいたします。
○健康安全部長　続きまして事務局職員の紹介でございます。保健医療局健康安全部調整担当課長、山本でございます。
○調整担当課長　山本でございます、よろしくお願いします。
○健康安全部長　改めまして、私、健康安全部長の神永でございます。よろしくお願いいたします。それでは、ここで検討会の開会に当たりまして、保健医療局長の髙﨑よりごあい

さつを申し上げさせていただきます。

○保健医療局長　すみません、着座にて失礼させていただきます。７月６日付けで保健医療局長に着任いたしました髙﨑でございます。委員の皆さま方におかれましては、大変ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

検討会の開催に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。火葬場は人の尊厳と社会秩序の維持に直結する社会にとって不可欠な公共インフラでございまして、今後の火葬需要の増加が見込まれる中でも、安定的かつ継続的なサービス提供が求められます。

東京都では本年６月に火葬場に係る検討会を設置いたしまして、将来にわたり安心して火葬を行える体制の確保に向けまして、火葬行政を担う都内自治体の皆さまや専門的知見を有する有識者の皆さまに委員としてご参加いただき、検討を開始いたしました。

第１回の検討会では今後増加する火葬需要への対応の必要性、火葬場の経営管理などのあり方について活発にご議論いただきました。本年７月以降は検討部会を３回開催いたしまして、火葬能力の確保に向けた具体的な取り組みなどにつきまして、実務的、専門的に検討を進め論点の整理を行いました。

これを踏まえまして、本日検討会では火葬需要の増加への対応に関する具体的な取り組みなどにつきまして、ご意見を頂ければと存じます。限られた時間でございますが、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○健康安全部長　それでは議事に入ります前に、事務局から１点申し上げさせていただきたいと思います。前回６月の第１回の検討会におきまして、一部委員より特定の事業者に対する不適切な発言等がございました。こうした発言につきましては、東京都の公式見解や事実認定には当たらないものでございます。

そのため前回の検討会の会議録につきましては、発言者に確認の上、不適切な表現の訂正・削除を行い、都のホームページに公開をしているところでございます。事務局といたしましては、引き続き円滑で公平な会議運営に努めてまいる所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

それではこれより議事に入りたいと思います。以降の進行につきましては大橋（洋）会長にお願いをしたいと思います。大橋（洋）会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋（洋）会長　進行を担当させていただきます、本日の会議が実り豊かなものとなりますように、ぜひ積極的なご意見・ご提案をお願いしたいと思います。また、議事の進行につきましてもご協力をお願いいたします。

それでは次第に従いまして、本日の議事を進行させていただきます。まず議事（１）、これまでの議論の整理、火葬需要増への対応、整備手法等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○調整担当課長　それでは事務局よりご説明いたします。まず資料の１をご覧ください。資料の１、火葬場に係る検討会についてでございます。本検討会は本年６月４日に第１回を開催いたしまして、年間で計４回の開催を予定しているところでございます。

第１回の検討会におきましては、第２回に向けまして、将来の需給を踏まえたさまざまな手法の検討を進めること、また、第３回に向けまして、経営管理などについて検討を進めていくことを確認いたしました。

これを踏まえまして、本日の検討テーマである火葬需要増への対応に関する具体的な取り組みにつきまして、これまで、親会の下に設置する検討部会におきまして、実務的、専門的な議論を行ってまいりました。

今後 12 月に予定をしております第３回検討会におきましては、火葬料金の設定や行政としての関与など、火葬場の経営管理等のあり方の検討を行いまして、来年３月に予定をしている第４回検討会において、検討結果の取りまとめを行う予定としております。

続きまして、２枚目をご覧ください。火葬需要増への対応に関する具体的な取り組みでございます。火葬需要増への対応につきまして、６月の第１回検討会では、火葬場は基礎自治体が担う必要のある公共的施設であることなど、ご意見を頂戴いたしました。

これらを踏まえまして検討部会におきましては、専門家などから説明を基に意見交換を行いまして、火葬場整備の流れや新たな施設整備手法、既存施設の能力増強策、制度・規制の現状や環境技術などについて議論を行いました。

議論に当たりましては、葬送文化や遺族への配慮との両立を前提とし、都民にとって受け入れられる形での整理を行いました。本日はこのような部会での議論を取りまとめた中間まとめに向けた論点整理案、資料２、後ほどご説明いたしますけれども、こちらの内容につきまして委員の皆さまにご議論をいただき、12 月ごろに予定をしている第３回検討会において、中間まとめ案をご提示することを予定しているところでございます。

続きましてスライド３枚目でございます。こちらでは３回開催をいたしました検討部会の概要と委員名簿などをお付けしておりますので、後ほど読み取りいただければと思います。

引き続きまして資料２でございます。資料２の１枚目で、これまでの検討部会における議論を６つの論点としてまとめてございます。左上の論点１に記載してございますとおり、将来的な火葬能力不足への対応は中長期的課題である一方、整備には適地の確保や住民合意形成が大きな制約となるとのご指摘がございました。

また、論点２から５まで、火葬場整備や既存施設の能力増強、制度や規制などについて議論を行いました。また、論点６にございますが、料金や利用機会、サービス内容の公平性についてもご意見を頂戴いたしました。なお、火葬料金や法改正などにつきましては、次回の第３回検討会に向けて議論を行っていく予定でございます。

これらを踏まえた方向性として下の囲みに４点記載をしております。まず１点目でございます。今後、火葬需要は確実に増加していきますことから、各自治体は今後の火葬需要増への対応を具体的に検討する必要があること。２点目です。小規模火葬場は都市部でも選択肢となること。公営火葬場を持たない自治体においても近隣自治体とも連携し、整備の可能性を検討すること。３点目です。既存火葬場でも能力拡充に努める必要があるこ

と。そして４点目です。火葬場の設置場所についての距離規制は明治期の規定に由来しており、現在の技術水準を踏まえると合理的根拠が欠けていること。この４点を記載させていただきました。

続きましてスライド２枚目をご覧ください。課題および方向性でございます。今申し上げました方向性に係るご意見などを、より具体的に記載をしたものでございます。方向性①として、火葬場新設、既存火葬場の能力増強、そして方向性②として離隔距離規制等の見直しをお示ししております。

ここでは環境性能の飛躍的向上や周辺環境に溶け込んだ外観など、最新の火葬場のクリーンなイメージの打ち出しなどが重要であるとしております。また、構造設備の基準を含めまして、各自治体において規制等のあり方を検討する必要があるとしております。一方で、地域住民の心理的影響や周辺環境への配慮などの課題もあることから、適地の選定、環境影響評価、地域との対話などを通じて理解を深めていく必要があるとさせていただいております。

続きましてスライド３枚目でございます。こちら以降は６つの論点につきまして、それぞれ検討部会で頂いた意見を整理しているところでございます。資料では議論の中で頂戴したご意見を詳細に記載をさせていただいておりますけれども、ここではポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

供給能力の確保につきましては、各地域で将来需要を踏まえ主体的に検討することが重要であるとさせていただいております。また、後ほど説明が出てまいりますが、小規模火葬場は平時のみならず、大規模災害発生時の対応という観点から不可欠な施策として検討すべきとのご意見も頂戴しております。

続いてスライド４枚目でございます。その観点から災害時の火葬について、スライド４枚目から６枚目で記載をしております。災害時の火葬の対応は区市町村の役割とされております。そして、大規模災害等により自治体内で火葬を賄えない状況になった場合は、都が調整し広域的に火葬を行う仕組みが設けられております。今回、東京都が都内の区市町村を対象に調査を行わせていただいたところ、計画の策定や葬祭用品の備蓄などは行われている一方で、火葬場を設置しておられない自治体においては、災害時に使用する火葬場の具体的な想定がないといった状況であることが分かりました。

続きまして、資料を少し飛んでいただきましてスライドの７枚目でございます。こちらでは論点２として葬送文化について触れております。コロナ禍以降、家族葬や通夜、告別式を省略する直葬が普及して、葬儀の小規模化が進んでいるといわれております。また、火葬需要への対応に当たっては、故人や遺族の尊厳を守る視点をもって検討する必要があり、効率優先ではない運営が求められるといったご意見も頂きました。

続きまして、スライド８枚目でございます。こちらから論点３でございます。火葬場は高齢社会において不可欠な社会インフラです。これまで火葬場への反対理由として挙げられていた宮型霊柩車、黒煙、喪服の行列などは、先に述べた葬送文化の変化や環境技術

の向上により大きく変わってきています。整備に当たりましては、地域の住民の方と共有できるコンセプトづくりと自主的な環境面での検証が重要となるとのご意見を頂きました。下段のコラムでは令和６年に建て替えた茨城県の古河市斎場につきまして、住宅に囲まれた市街地に所在するものでございますけれども、周辺環境に溶け込んだ外観、運用の施設の一例としてご紹介をさせていただいております。

続きまして、少し飛びましてスライド 10 枚目ご覧ください。こちらでは小規模火葬場についてご紹介しております。２炉から４炉程度の小規模火葬場は、大規模な施設と比べまして将来的に需要が減少した場合の施設の縮小廃止も柔軟に行える利点があることなどが指摘されました。その具体的な整備手法の１つとして検討部会では、ユニット型火葬場の紹介がございました。これは工場であらかじめ製作した火葬炉や設備、部材をユニット化し、現地搬入し短期間で組み立てるものでございます。従来のものと比べて工期や建設コストを縮減できるとされております。国内ではこれまで４例の施工事例があり、簡易ではありながらも仮設だけではなく恒常的に使う施設としても活用されているところでございます。

続きまして、スライド 11 枚目ご覧ください。ユニット型火葬場の一例として、福島県にある川俣町斎場の例をお示ししております。これは施設の建て替えでユニット型火葬場が本設の施設として採用された例でございます。昭和 48 年に建てられた旧施設では写真にございますけれども、煙突から黒煙がそのまま排出されておりましたが、令和６年に供用開始しました新しい施設では、これまでのような大型の煙突は必要なく黒煙も出ない構造となりました。

続きまして、少し飛びますけれどもスライド 14 枚目ご覧ください。ここからは既存施設の火葬能力増強でございます。火葬需要増への対応としては、今ある施設の能力向上も必要となります。施設の火葬能力は炉数だけで決まるものではなく、能力増強を図るためにはそれぞれの施設の制約要因を分析して改善することが必要とのご指摘がございました。

続きまして、スライド 15 枚目ご覧ください。既存施設の回転数向上は、稼働時間の増加に伴い劣化の進行が早まり、更新時期の前倒しや修繕費の増加につながる可能性が指摘されております。さらに業務負担増加で職員確保はより困難になることも考えられるとのご意見を頂いております。

続きまして、少し飛びまして、スライドの 20 枚目ご覧ください。ここからが論点５、火葬場整備に係る制度・規制の現状でございます。都内では現在、区市町村が条例で定める許可基準で、住宅等からおおむね 250 メートル以上離れていなければならないとされております。この規制の源流は野焼きが行われていた明治期の火葬場設置基準にあると考えられ、煙害、臭気、衛生環境への懸念がその背景にございました。現在の墓地埋葬法では、各自治体が条例等でこの距離を定めておりますけれども、全国を見渡しますと距離規制の数値などは自治体ごとに異なっているところでございます。

その一例としてスライド21枚目でございますけれども、全国の自治体の火葬場距離規制の例をお示ししているところでございます。

続きまして、スライド22枚目ご覧ください。この離隔距離規制に関連しまして、現在の火葬技術についてご説明したものでございます。現在の火葬技術は大きく進歩しております。環境性能が飛躍的に向上していることをこちらでお示ししております。先ほどの川俣町の新しい火葬場についての説明でも触れましたけれども、現代の火葬場は無煙無臭化が進み排ガス処理技術が向上したことから、高い煙突の設置は不要となっております。現在の火葬技術と距離規制の関係について、今の技術水準と合わない明治期の規制に由来する基準は見直しの検討が必要との指摘がございました。

続いて、スライド 23 枚目ご覧ください。こちらは条例の規定と考え方などについて、整理をしてまとめたものでございます。なお、現行の規定におきましても10条2項にございますとおり、自治体の長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これを適用しないとする例外規定が定められております。

続きまして、スライド24枚目ご覧ください。条例では構造設備についても定めております。火葬炉は5基以上設けることとしており、先ほど申し上げました小規模火葬場との関係で検討が必要となるものと考えられます。なお、こちらにつきましてもただし書きで、地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでないとされているところでございます。

続きまして、スライド25枚目ご覧ください。こちらは若干技術的な内容にはなりますけれども、平成12年以降の火葬場におけるダイオキシン対策を例に、昭和、平成初期と比べても現在の火葬場の環境性能が大きく向上していることをご紹介しております。

続きまして、スライド26枚目ご覧ください。火葬場につきまして、都市計画区域内に新設・増設する際には、原則として都市計画決定が必要となります。なお、都市計画に関する昭和35年の国の通達では、火葬場の距離規制などが定められておりましたけれども、この通達は現在廃止されております。

続きまして、スライド27枚目でございます。この都市計画決定を受けてない場合であっても、火葬場を新設・増築できるとする建築基準法の規定についても、併せてこちらでご説明をしたものでございます。

続きまして、スライド28枚目、論点6でございます。検討部会では料金格差や利用者負担、区民葬儀制度などについてもご意見を頂戴いたしました。公営と民間の料金格差や民間火葬場には料金が高額な高級炉があること、また、民間火葬場における火葬料金の設定に行政が関与する仕組みがなく、金額の妥当性を客観的に検証できない状況であるとの指摘がございました。

最後、スライド29枚目でございます。都民負担の公平性に関しましては、民間火葬場の料金だけでなく、公営火葬場に係る自治体の財政負担も含めた視点が必要とのご指摘も頂戴しております。

なお下の囲みにございますとおり、民間火葬場の経営管理に関しまして、火葬料金の設定の考え方、必要な法制度や法改正のあり方などにつきましては、12 月に行う第３回検討会に向けて議論をしていく予定でございます。資料のご説明は以上でございます。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。ただ今、検討部会での議論を踏まえた中間まとめに向けた論点整理案について、ご説明いただきました。私自身この部会に参加させていただきましたが、７月、８月、９月と３回にわたりまして、火葬行政の最前線で活躍されている公務員の方々と、本分野を専門とされている先生方と大変密度の濃い議論を重ねることができました。

これだけ包括的な形で火葬行政の問題点を指摘したというのは、非常に珍しいというか、従来なかったものではないかと考えております。

その部会の議論を踏まえた方向性として、先ほどご紹介がありましたように、火葬場新設、既設火葬場増強という問題と、離隔距離規制等の見直しの２点が示されております。このうちまず方向性①の火葬場新設、既存火葬場の増強という問題につきまして、本日は火葬行政を指揮されている市区町村長の方に多数ご参加いただいておりますので、ぜひ長の皆さまに、まずご意見を順次お伺いしたいと考えております。

恐縮でございますけども、名簿順にお伺いしたいと考えております。まずは吉住委員からご意見等ございましたら、お願いできましたら幸いです。

○吉住委員　１回目の検討会がありまして、その後３回にわたって部会を開いていただきました。概要も拝見させていただきましたが、非常に内容の濃い議論をしていただいたなと思っています。

それを受けて、ただ今、火葬能力の増強ですとか、あるいは規制についてというところで、論点が整理をされて出されました。火葬場に関する検討会において、将来的な火葬能力の不足が指摘をされ、小規模ユニット式という話でしたが、火葬場の設置が一案として示されています。

特別区全体の火葬場のあり方を考えるに当たっては、既存施設との配置バランスを考慮しながら、現在の技術水準を検証して整理をしておくことが重要であると考えております。

現在、民間火葬場の経営権の譲渡を止める手段というのはなくて、それから公有化の見通しも立たない状況であります。そうした状況において区といたしましては、火葬場を所管する自治体として設置を検討する必要があると考えています。

運営主体のあり方、それから火葬施設の最新技術、また、どのような場所に設置をするのか、さまざま課題があると思いますが、そうした課題を整理しておかないといざという時に着手できませんので、着手できるかできないかは、また次の問題としましても、そういった検討作業を始めることが必要であると私としては考えているところでございます。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。この小規模火葬場の問題について、いろいろ現在検討の点を説明いただきました。それでは続きまして、保坂委員からご意見をお願いい

たしたいと思います。よろしくお願いします。

○保坂委員　ご報告ありがとうございました。世田谷区、人口 93 万人おりまして、多死社会に向けてもう常に区議会の中でも、いわばその自区内に火葬場の建設の可能性はいかにと、今調査を行っているところございますし、また、港区、渋谷区、品川区、大田区、そして世田谷区と、この５区で共同運営する臨海斎場という斎場を、ずっと運営をしてきているという立ち位置もございます。

１点目で、今日も多摩地域の市長さん、多く参加されてますけれども、東京都全体の火葬能力が極めて危惧される中で、多摩地域についても心配をされると。我々23 区の場合には多摩地域と財政構造が違っておりまして、都区財調という仕組みがあったり、都市計画交付金などで一定の財政的支援がされるという部分と、多摩地域の構図がそういったものが同じようにはないというふうにも聞いておりますので。

東京都全体としてこの火葬能力をアップしていくためには、世田谷区も小規模火葬場を造るかどうか、まだ最終決定しておりませんけれども、少なくとも同じ条件でやっていけるような、例えば新制度を作るとかということが必要かと思います。

また、火葬能力のアップについてなんですけど、先ほど紹介しました臨海斎場は４年後、令和 12 年に現在の 10 基の体制を倍にいたします。そのための計画も全部進行しておりまして、それだけではという話もあるんですが、やはり倍にするということはそれなりの貢献ができると思っております。

東京都さんの瑞江のほうも増強をされようとしてるというふうに聞いているんですけれども、先ほど紹介されたユニット式火葬場等を使って、現状のご計画よりもう少しボリュームというか炉の数を増やしていただくということで、一個一個作るということの検討もしながらも、少しまとめてというところで考えていただいたらどうかなと。

昨日、偶然国会中継を聞いていたら、国会の議論の中で、やはりこの東京 23 区内の歴史的特異性と、この事業が場合によっては外資も含んだ、外資ではなくて国内の別の資本でもそうなんですが、売り買いをされるということで、公共性揺らぐんじゃないかということに対して、総理もそのことを聞いているということで。

やりとりを聞いてて、墓地埋葬法の改正というのも視野に入ってくるのかなというので、本検討会でその点もしっかり３回目に向けて掘り下げていけたらと思っております。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。今、お話ございましたように、この議論は墓埋法の改正にもつながるわけですが、その場合の支障とか現状がどういうことかということを提案、提言していく上では、非常に貴重なデータをここで共有するようなことになるかと思います。

今、区長からご紹介ありましたように、場所を増やすという問題の他に増強策をどうするかということと、あと区と都の関係の中でどうするかということなど、非常に貴重なご意見頂きました。ありがとうございます。では引き続きまして、北区長の山田委員からご意見がございましたらお願いいたします。

○山田委員　ご説明ありがとうございました。都内において今後さらなる火葬需要の増加が見込まれている中で、その対応に当たっては、やはり既存火葬場の処理能力の向上や、広域的な連携の強化なども含めて取り得る方策を幅広く検討していく必要があるというふうに考えております。

その上で、都市部では既存の火葬場と同規模の施設を新たに整備するための用地確保が非常に厳しいこと、また、火葬場の分散配置は大規模災害時のリスク分散にも資することなどを踏まえると、小規模火葬場についても選択肢の１つとして検討していく必要があると考えています。

一方で、その検討に際しては、やはり出ておりましたが、住民の宗教的感情ですとか心理的な影響、あと周辺の生活環境などにも十分に配慮すべき課題があるとも感じております。留意すべきだとも思います。

また、先ほどご意見でも出ておりましたが、火葬場の配置や運営は基礎自治体の責務でありますので、経営主体に関する規定のあり方も含めて、一定程度統一した立地基準ですとか手続き基準など、法制面でのあり方についても検討が必要であるのではないかと考えております。以上です。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。用地確保の問題等を指摘いただきまして、小規模ということを、ここでも選択肢としてご指摘いただきまして、ありがとうございます。それでは引き続きまして、江戸川区長の斉藤委員からご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

○斉藤委員　今までご説明いただいたとおり、火葬需要は確実に増加していく。そういうことを考えますと、やはり今、小規模の話も出ましたけれども、やっぱり新設の検討ということに入っていく。そうしますとやはり用地の確保。これは財政的な面も含めてなんですけれども、この検討というのは必ず必要になってくると思いますし、そして何よりも住民理解を得るということも大切だと思っています。

ともすればマイナスイメージがあるかもしれませんけれども、先ほどのお話のとおり、環境性能、だいぶ向上しておりますので、そういったところも力を入れて発信するなど、今、クリーンなんだという実情をしっかりお伝えすることが大事なんではないかと思っています。ただ、これに当たりましては、離隔距離規定との関係も当然出てくると思っています。先ほど、条例改正というお話もありましたけれども、条例改正をするにしても、しないにしても、しない場合は規定では「首長が公衆衛生上支障がないと認めるとき」と明確に条例にも書かれてますので、やっぱり何となくというわけにはいかないと思いますので、そこの根拠を明確にやっぱりしていく必要があるだろうと思っておりますし、今後そういった部分も詰めていければと思っています。以上です。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。今、お話にございました離隔距離の問題につきましては、改めて後でもう一度議論させていただきたいと思います。今までも繰り返しお話ありましたように、この火葬場の問題、最近の技術を見ますと、相当クリーンでイメー

ジが違いますんで、今日はマスコミの方たくさん来ているので、ぜひこういう現状を併せて報道していただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。

それでは、府中市長の高野委員からご意見お願いいたします。

○高野委員　私、今回初めてなものですから、６月の検討会での主な意見などちょっと拝見し、火葬場は基礎自治体が担う必要のある公共施設であるというご視点、ご意見がございまして。本市のことをお話ししますと、1996 年７月に開設しました公営の火葬場を持って 30 年間運営してきています。火葬の炉は６基です。府中市民は全てここに最後はお世話になると。つまり市民誰もがお世話になる公共施設ということで、地元の地域の皆さんにもご理解をいただいて、ずっと運営してきました。

ただ、これからの多死社会における需要を考えますと、ということと、それからここでだいぶ老朽化が目立ってきましたので、ここで新たにまたメンテナンスなどしながら、新しい炉を造っていこうという計画を立てています。炉の数も６基がいいのかあるいはもう少し増強しなきゃいけないのか、その辺は今、ちょうど検討している最中ですが、基礎的自治体、基礎自治体が担う責務として、火葬場については避けて通れないだろうということを強く、改めて私も認識をいたしました。

これからもいろんな科学的な進歩、技術進歩、葬儀のあり方もずいぶん変わってきておりまして、非常に直前の別れという方も多くなってまいりましたので、いろいろな心理やいろんな宗教的背景などにも配慮しつつでありますけれども、新たな火葬場のあり方を検討し、そして、それぞれが地域における責務を担っていくといった進み方がいいのではないかなと思っているところです。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。今、お話ありましたように、この火葬場は本当に必要な公共施設で、誰もがお世話になるものであるにもかかわらず、これに対しての注目とか議論とかは、必ずしもされないまま 140 年くらい昔から同じ制度を使っていて、今、問題がいろんなところで噴き出している。そういうことだと思いますので、積極的に議論していきたいと考えております。ありがとうございました。

それでは、日の出町長の東委員からご意見お願いいたします。

○東委員　火葬場は地域住民の利用にとどまらず、広域的な需要を支える重要な社会基盤であると認識をしております。私どものひので斎場は、秋川流域３市町村、あきる野市、日の出町、檜原村、平成 13 年から稼働しております。途中から奥多摩町さんが平成 25 年に加入いたしまして、現在４カ市町村で運営している斎場でもございます。炉は４基あるんですが、施設も 25 年経過いたしまして、さまざま修繕等も必要になっております。

昨年は、１基炉を交換いたしまして、本年度は２基積み替え工事を行っております。大変金額も 4,200 万等々かかって、小さな自治体にとっても、大変大きな負担となっております。火葬場の能力の増強や整備には、こうしたコストの課題もございますし、この維持更新を各自治体や運営主体の負担のみにかかるのではなく、できれば東京都による支援も必要ではないかというふうに、痛切に感じております。

当然長期修繕計画等に基づいて取り組んでいるんですけども、つきましては、公営火葬場の安定的な運営と将来にわたる機能の確保に向けて、施設、設備の修繕、更新に対しまして、補助制度の創設、拡充など、東京都によります財政支援等検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。今までいろいろな長の方からそれぞれの自治体の状況をお聞きしまして、やっぱり都の下でも区と町村とではかなり状況が違うということもよく理解できました。そういう中で、連携してどういうような形で東京都全体としての能力を上げていくか、そういう課題がある中で、当然ですけども、東京都の関与のあり方とか、補助のあり方ということも課題になるかと思いますので、そういう課題を今、ご指摘いただきました。ありがとうございます。

それでは、小平市長の代理として出席されております金子部長からご意見ございましたらお願いいたします。

○金子部長　小平市の金子でございます。ご説明ありがとうございました。本検討会では火葬場を有していない市の代表として参加させていただいておりますけれども、本検討会に出席するに当たりまして、火葬場の新設について、同様の状況にある自治体から意見を集約いたしましたので、その結果を踏まえて意見を述べさせていただきたいと思います。

まず火葬場を有していない自治体からの意見集約結果についてご報告します。これまで出された課題等と重複するところが多くございますけれども、まず一つ、全ての自治体において 250 メートルの離隔距離を確保できる用地の確保、または取得可能な用地の検討がつかないという状況が確認されております。都市化が進んだ現在におきまして、新たな用地を確保することは各市にとって大きな課題であると認識しているところでございます。

また、離隔距離規定の緩和や撤廃を検討する場合、近年の施設は煙が出にくいなどの技術的進展を説明したとしても、市民の理解を得ることはなかなか容易ではないという意見が多く寄せられてございます。さらに、規定の見直しを各自治体が進めるとしても、その理屈を住民に分かりやすく説明することに大きな課題があるということが共有されているところでございます。

加えて、火葬場の新設に際しては、住民の皆さまにご理解と合意形成が不可欠でございますが、これを実現するためのハードルは高いものと考えてございます。また、仮に用地確保や住民合意の課題をクリアしたとしても、新設に伴う膨大な建設費用や将来的な運営費の負担が課題となり、火葬場の新設はどの自治体にとっても厳しい状況にあるといったことが主な意見として出されているところでございます。

将来の火葬能力の不足は、東京都全体として喫緊の課題でございまして、火葬場を有していない自治体にとっても重要な課題であると認識しているところでございます。しかしながら、自治体単独での対応には限界があるのが現実なのかなと考えてございます。火葬需要増への対応について、これは基礎自治体としての責務でありますけれども、可能な

限り努力する必要がございますが、東京都におかれましては、引き続きリーダーシップを発揮していただきまして、用地確保や財政的な課題に対する支援、広域的な検討の支援などを頂きながら、ともに考えて進めていければというふうに考えてございます。以上でございます。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。火葬場を有していない団体からの意見というような形でご意見をしていただきました。用地確保とコストの問題というのが大きいということで、この用地の問題は後でお話しいただきます離隔距離の問題とも密接に係ってきますので、そちらで併せて議論させていただきたいと思います。今、ひととおり、火葬場新設、既設火葬場増強のところにつきましてご意見を頂きましたけども、他の委員の先生方で、ご意見等ございましたらお願いしたいんですけども。

では、花本委員、お願いします。

○花本副会長　保健医療局理事の花本でございます。私のほうから２点意見を申し上げさせていただきます。まず、選択肢の一つとして意見があった小規模火葬場についてでございますが、私も川俣町のユニット型火葬場を視察してまいりましたので、少し補足で説明をさせていただきます。11 ページにも写真が出てましたけれども、ユニットの外枠のフレームについては、カフェとかでも使われているものということで、非常に明るいイメージで、都心にあっても周囲の環境に溶け込むことができる外観であると思いました。

また、必要な機能は、ユニットを追加することで増やすことができる、カスタマイズできるという点もメリットであると考えております。川俣町の火葬場では、ご遺体の安置場所は、警察署の協力ですとか、民間の葬儀社と協定を結んでいるということで、あえて造られず、非常にコンパクトなつくりとなっておりましたが、仮に都内で造る場合には、冬場の火葬待ち日数などを考えると、逆に必要に応じてユニットを増設するなどの、そういった対応も考えられるのではないかなと思いました。

それから、２点目ですけれども、先ほどいろいろご意見頂きましたけれども、火葬場の新設に当たりましては、やはり１つの自治体での取り組みが難しいこともあるかと思います。先ほど用地の確保ですとか、財政面での課題などについてご意見がありましたけれども、運営面も含め、単独での自治体では対応が困難な場合、エリアの需給を踏まえて、近隣の自治体と連携して取り組んでいただくのも有効ではないかと考えています。

それから既存の火葬場の能力増強などについても、コスト面での課題について、ご意見を頂きまして、東京都に対するご要望も伺いました。頂いたご意見を踏まえまして、新設や既存施設の能力増強など、火葬事業の担い手として主体的に取り組む区市町村を後押しするため、都も必要に応じてさまざまな対応を検討していきたいと考えております。私からは以上です。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。今日たびたび出てまいりましたこの小規模型の火葬場というのが、これは用地も少ないもので済みますし、能力が非常に上がっていて、環境面での配慮もされているため、これも一つ有力な手法になると思います。そのご紹介

と、自治体の状況に応じた連携ということも考えなければいけないという点につきまして、東京都のほうから連携を積極的に支える、そういう力強いお言葉もありましたんで、そういう方針でぜひ進めていただければと思います。

あと他、先生方、よろしいですか。それでは、貴重なご意見、ありがとうございました。このクリーンな火葬場の存在とか小規模の可能性とか、それとか環境面を果たした上で、住民対策をどのように進めていくかというような点が課題だというようなことが出ました。また、最初の説明には、火葬需要への対応ということは、平時の問題と予想される大規模災害の時の問題もあるので、そういう点につきまして、いろんな観点から論点が明示できたのではないかというように考えております。

それでは、次に方向性②の「離隔距離規制等の見直し」に入りたいと思います。こちらにつきまして、ご意見を伺いたいと思いますけども、今回、この検討部会を進めるに当たりまして、この火葬場の火葬能力の向上でありますとか、最新の火葬技術の知見、そういうことが前提となって、この離隔距離の規制の見直しという話になっております。そこの分野に非常に知見がおありの参考人の武田さんから、この点につきまして、まずご説明いただいて、その後でこの問題を議論したいと思います。武田さん、一言お願いできますでしょうか。

○武田参考人　火葬研の武田です。よろしくお願いいたします。火葬場の公害対策については、江戸時代から問題となっていたのですが、明治の火葬禁止再開の後、やはり住宅地から離すというふうな政策がなされました。それとともにもう一つ問題となったのが、今まで墓地の中に火葬場があったものが、墓地と火葬場が分けられたというところがあって、日本の火葬場は墓地内にないことが、やはり環境緑地を取れていないという一つの原因にもなっております。

それで明治 17 年に、コレラ対策で火葬場に対して、それぞれ各府県で設置基準を定めるというところで、なかなか府県から意見が出なかったというところで、中央の方から案が示されまして、120 間、約 218 メートル離すというふうな素案が出されて、それが現在の基準にもなっているというところであります。

その当時は、ほとんどが野焼き施設で、添付資料の絵にあるように、ほとんど公害対策がなされていないような火葬場でありました。そういった基準、絵が出てたと思うんですが、そういった基準、そのような燃焼自体がきちんと行われていない中での距離が定められたものでありまして、それが現在の基準にも残っているというところであります。昭和 25 年に旧建設省が都市計画施設の調査を行ったのですが、その時もまだ野焼き施設ですとかそういったものが多くて、都市計画的に見るべきものじゃないというふうな話でありましたので、内容も改善されずにきました。

あと、昭和 33 年に、同じように火葬場の距離に関しての調査が行われたんですが、その時も特に見るべきものがないというところで明治の基準をそのまま採用したということであります。

それが、火葬場に関しては、なぜその当時の距離の意味合いを、関係なく、基準がそのまま踏襲されてきて、中にはそれより厳しくしたり、火葬場はやっぱり建設が難しいので、厳しく距離基準を定めたというところがあって、建設が余計難しくなってきているというところがあります。

一つ資料の中で、真岡市は距離条項を外したということで、私もその業務に関わっていたんですが、現地建て替えでも、周辺が宅地化されていまして、距離条項があって、住民の反対があったら建て替えもできないというところで、候補地がどこになるかどうか分からないという中で、距離条項は外したほうがいいんじゃないかというところで、用地選定の前に距離条項を外しました。

現在の火葬炉につきましては、ダイオキシン類削減対策指針、平成 12 年の基準以降、非常に火葬炉の能力が向上いたしました。再燃焼炉は 800℃以上の高温にいたしまして、滞留時間を１秒以上確保するということで、安定した燃焼が行われるようになりまして、公害対策が非常に向上したというところであります。

ユニット型の火葬場につきましては、いろいろ各自治体から、どうしてもコストのことで意見が出ていますので、コストを削減した中で、デザイン性が優れた火葬場が造れないかというところもありまして、それでユニット型の施設を検討して、開発したというところです。川俣町は集じん装置にマルチサイクロンというところであるのですが、現在では、バグフィルターの設置、あと技術開発も進んでいますので、よりコンパクトな形のものを設置できるというところでありまして、川俣町よりもより公害対策が進んだ火葬設備も設置できるようになってるというところがあります。ですので、ユニット型ですとかそういったものでも環境面に十分配慮した施設ができるというところがあります。住民としては、距離条項を基に反対してくるのですが、まずは、距離条項を見直して、住民に対して火葬場について説明していくということが重要かと思います。以上です。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。この離隔距離の規制の問題は、今回部会で議論してまいりまして、用地の確保が大変だという話の時に、やはりこれが一番初めに課題として出てくるわけです。ということで、250 メーターという数字がどこに根拠があるのか調べてもらったら、今、お話ありましたように、明治 17 年とか 20 年の野焼きをやっていた時の煙突から煙が出る時代の衛生面だとか心理面とか環境面への危惧からこれが規制根拠になっているということです。

結局それから 140 年間、ここの点について見直しがないまま、その間に火葬技術は進歩し、また都市化が進むという中で、他の自治体を見回してみますと、例えば札幌市でありますとか横浜市のようなところは、この距離を外すことをしているところもあって、自治体の中でいろいろ工夫しながら、それぞれのご判断でその距離の問題を考えているということがありました。

同じような問題で、この 250 メーターというのが今、条例規定の中にありますけども、他に、今日のご説明にもありましたように、火葬炉は５基以上っていうような規定もあり

ます。このように、大きなものを離して設けるっていうのが、基本モデルとしてあるんですけど、それが今、時代にそぐわないんではないか、そういう問題が出てきたのです。それの検討はやっぱり検討課題として掲げることになるのではないかということで、ここで挙げさせていただいたような形になっております。

ただ、その場合でも、先ほど区長さんや市長さんからもお話がありましたように、住民への理解という問題があります。環境面できちっと配慮はしているんだという意味で、環境アセスメント、例えば環境面についての説明はきちっとやっているというところが、この先進の自治体は併せてされているので、そういう手続き面のこともきちっと入れた上で、一つのモデルを示していくということが、今後の課題なんではないかと思います。これが、この離隔距離規制の見直しということを議題の一つに挙げさせていただいたという状況にございます。それを前提といたしまして、何かご意見とかご質問ございましたら、頂戴したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○吉住委員　よろしいでしょうか。

○大橋（洋）会長　お願いします。

○吉住委員　本当に火葬場というイメージに対する人間の感情っていうのは、非常に、かなりネガティブなものがあると思うんですけども。一方で、21 世紀になってから発生した大規模災害の時に、あまりにもその地域で大きな被害があったために、火葬ができないという状況に陥って、いったん土葬をして、仮埋葬をして、数年後に掘り出して火葬するっていうそういうスキームで準備をしていたそうなんですが、結局ご遺族は、我慢しきれなくなって、自ら重機を調達して、棺桶を掘り出して、土でつぶれ、中で腐敗している状態ですが、その遺体を取り出して、何とか焼けないかというようなことをやっていたというのが、この 21 世紀になっても起きているっていう、この日本国内で、そういう状況があると伺っております。

そうしたことを考えると、まだ 20 世紀だった時代に、私もまだ 20 代のころなんですが、特別養護老人ホームを住宅地に造るといった時に、近隣の皆さんが、この地域が差別的な目で見られるので、特別養護老人ホームを造らないでくださいという運動を、世間で地位を持つような方々も中心になって動いて、国に陳情に行ったり、さまざまな運動をやって、反対運動をしました。ただ一方で、今、超高齢社会になって、近くにあったほうがお見舞いに行けるですとか、あるいはデイサービスやショートステイなどで通えるということで、逆にそういったものがあったほうが実は安心できる地域なんだというふうに、意識がこの 20 年か 30 年のところで急激に変わりました。

一足飛びにすぐに住民感情を何とかなるなんてそういう甘いことは私、考えてませんけども、やはり本当にご遺体をどう取り扱うのかっていう時に、不安定な状態に陥るっていうのは、これ、遺族としても納得がいかないでしょうし、当然それに対する備えを今の段階からしていくということと、恐らく総論賛成で各自治体も各論反対になると思いますので、実際にうちは、地元に落合斎場があるんで、すぐさま着手できるかどうかって、

またいろんな問題はあるんですが、ただ他の自治体がなかなか各論反対で、検討すら入れないということに陥ってしまってはいけませんので、一応特別区の会長区としては、技術的な検討はなるべく早急に始めていきたいと思います。

当然そこには、離隔距離のこと、また住民感情をどのように納得していただけるのかっていう論点整理ですとか、そこはやっていきたいと思いますし、自分自身の目でもきちんと川俣の施設もそうですし、現在行われている、うちの区内の施設についても、やっぱり煙突なんて見えないです。大規模な火葬場ですけど。このように昔のイメージと相当今の施設っていうのは、変わってますので、そこも含めて意識改革といいますか、情報の置き換えといいますか、整理をちゃんとやっていかなくてはいけないかなというふうに認識をしているところです。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。私自身もこの研究会参加する前までは、煙突のイメージから入っていたような次第で、やはりそこのところの情報は全然広がっていないということがあるのかなと思います。

あと他にこの離隔距離規制の点につきまして何かご意見。保坂委員、お願いします。

○保坂委員　多分今、吉住さんが言われた東日本大震災の時ですけど、やはり自治体の首長さん自身が、全部直接一時埋葬までしたっていう状態も聞きました。今の多死社会の需要予測自体は、大規模災害ということを一応考えずに、人口の動向で割り出してるものだと思うので、これが首都直下であるとか、かなり大規模な、多くの方が亡くなるようなことになった場合に、当然ながら、今でもぎりぎりのところにさらに重なるわけで、それは、どのくらいになるか分からないので、そこに対応できるっていうのは、なかなかこれは難しいんですけれども、そのことも一応念頭に入れなければいけないなというのが一つと。

先ほど東京都さんの瑞江の話をしましたけれども、臨海斎場だと 10 基で 1 万件くらい。倍にして、想定 1 万 8,000 件ぐらいできるということなんで、もし可能なら、瑞江についても隣接地でユニット的なものも使って、件数をある程度受け止められるようにするというのも一案だと思いますし。

もう一つ離隔距離の話なんですが、これ、かなり浸透しちゃったんです。250 メートルっていうのが。それが明治期のものっていうのは、この検討会で改めて私も認識したんですけれども。これが 250 メートルからさっと 10 メートルとかどの程度縮むのかどうかっていうと、ある程度の距離の、心理的なものってあるのかなと思うと、23 区人口密集してますので、なかなかそういった場所がないというところで、例えば東京都の管理されている場などで候補があれば、そういったこともお話し合いの中で、世田谷区も最終的に小規模のを造るかどうかっていう判断の手前の調査の段階ですけど、結構大きな要素になるのかなとは思います。その場合は、250 というのを、いったん外して、考えるにしても、あまり密集したところにっていうのも、ちょっと現実的ではないかなとも思いました。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。この 250 メートルという数字は、現在の条例だと原則になっていて、ただ例外を首長の方は認めることができるという時に、裁量判断で

私が決めました、それだけだと、根拠がないため、なかなかきついと思うのです。この250メートルがこれぐらい時代に制約されたものだということがあるだけでも、裁量判断、例外の判断をされる際の説明も違ってくるのかなということもありまして、ここに出させていただいたということはあります。

この中では、平時のことで始まってますけど、やっぱり災害時にどうするかという問題があって、その時が来たときに、東京もいっぱいだとした場合に、東京っていうのは、東京の中だけの需要を賄えたら、それでいいんですかが問われる。場合によっては、周りのところから支援を求められるわけで、自治体の財政とかいろいろな規模があるということを考えると、なおさら災害時での問題を東京で考えることが大事なのかなっていうようなこともあります。のペーパーの中では、２段階で整理したということでございます。

他、いかがでしょうか。長江先生、お願いします。

○長江委員　聖徳大学の長江です。よろしくお願いします。今、災害時の問題で、各区長さんたちからもご意見が出て、つくづく関東大震災級の大きな災害だけでなくても、さまざまな災害がございますので、それに対してやはり広域で連携して、例えば千葉県であるとか埼玉であるとか、地続きのところとの連携が大事だと思います。

先ほど東日本大震災のことが話題になりましたが、その際には、火葬場によって、もう被害を受けてしまって、火葬ができなかったという状況の中で、自衛隊の方々が仮埋葬されまして、それが３月の段階だったんですけれども、梅雨の時期に土葬したご遺体が雨に濡れてしまうというのがとても遺族として心理的に厳しいということで、何とか掘り出して火葬してもらえないかというような事態が起きまして、仙台の葬儀社さんが協力をしながら、先ほどのようにちょっと腐乱したご遺体なんですけれども、掘り出してきれいに水で清めて、そして火葬されるという対応をされました。

それからその際に、東京都のほうでかなりのご遺体を、かなり離れているにもかかわらず、搬送されて火葬にご協力されたという事例がございます。ですので、そういった災害になったら即座に情報の共有をして、どこの火葬場がどの程度稼働するかということも含めての生きた広域の連携をしていく必要があると思います。

それから、距離のことなんですけれど、実は誰もが火葬場の、とても大切なことは認識してます。特に都市に必要な祭祀施設として誰もが必要。しかし、自分の家の近所に造ってほしくないっていう、その問題があるんですけれども、都市がさまざまな必要な施設をどんどん、例えば病院であるとか、学校であるとかそういうものを優先順位をどんどん施設を造っていくという形になると、最後のところが火葬場というような、あるいは墓地という、公共事業として補助金が出ないような施設が残ってしまうということがありまして、先ほどの首長様方のように、かなり住宅が密集している中でこの距離の部分をご理解いただくためには、相当丁寧に住民の方々に対して説明が必要と考えております。

その丁寧さという中では、やはり臨海であるとか瑞江であるとかそういうところも含めた形で地域の住民の方々は、一生のうちに火葬場にそう何回も足を、中身のところでは、

運ぶものではございません。ですので、できるだけ現場の見学をしていただく、そういう中で一部炉を増炉する、あるいはさまざまな形で、それこそ小規模な、それこそ先ほどのユニット型、私もユニット型の火葬場、拝見したことありますけれども、すごくちゃんとできてるというか。

それからあと死亡曲線ピークが 2040 年なんですが、東京都の場合は、2060 年、2070 年まで、いわゆる生涯未婚の方々も含めた形で高止まりの状況を何とかこなしていかなければいけないということなので。これを数の解決で終わると、やっぱり死の受容とか、お別れがちゃんとできなかったという、コロナ禍のようなマイナスイメージになってしまうので、どうしてもそこには、少し人間としてのゆとり、余裕、それから温かさというのが求められます。そういう姿勢をちゃんとご遺体とご遺骨の尊厳性を守るっていう形で公営の、あるいは民営でもそうですけど、ちゃんとした姿勢で臨んでいただくということを住民の方々にちゃんと説明ができるような形で見ていたただく、それがなによりだと思います。

そうでもないと、一生のうちのそうそう火葬場に行くこともないし、しかし火葬場で最後にご遺骨を抱いた時に、やり遂げたというか、人間としてお見送りができた、良いお見送りができたっていうところになるかと思います。

それとおひとり様も多いので、ご遺体のお預かりの場所というのは、ますます必要になってくる。火葬場が実は斎場でもある。先ほど首長様がおっしゃったように、炉前だけのお別れになってしまう。そうなると、炉前だけのお別れの時に、どれだけ多少なりとも余裕とか、あるいはお別れ、収骨のタイミング、それから思いやり、そういうものが求められるかと思うので、つくづく住民の方々とともに寄り添っていただいて、この施設が公共サービスとして一番最後、ここで過ごして良かったっていうような施設になるよう、努力をしていかなければならないんじゃないかと考えております。以上です。

○大橋（洋）会長　ありがとうございます。距離の問題として数字だけでやると、やはりご遺族とかご遺体とかに対しての配慮が求められる、非常にセンシティブな分野でもありますので、感情に伴ういろいろな説明、説得の行政技術みたいなことも併せて入れてかないと、うまくいかないんだろうなということは、あると思います。その点、配慮しながら進めていただければと思います。

その他、資料の１とか２につきまして、今回ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。さまざまなご意見頂きまして、ありがとうございます。本日頂きましたご意見をもう一度丁寧にまとめさせていただきまして、中間まとめ案を改めて整備して、次回、12 月ぐらいに予定されているようですけども、第３回の検討会で本会議における意見として取りまとめたいというように思います。事務局、今日の議論はぜひ入れて、案文の整理をお願いしたいと思います。

また、次回の検討会では、後半のテーマとして、火葬場の経営管理の問題について、議論を行いたいと思います。ここも非常に重要な問題で、料金設定でありますとか、それに

対しての行政の関与はどのようにあるべきか。こちらも非常に専門的なテーマとなりますけども、次回検討会までに、同じく部会での議論を重ねまして、その成果をこの親会で示させていただいて、ご議論いただきたいと、そういう段取りで考えております。

それでは、議事は以上となりますけども、最後に全体通しまして、本日のことにつきまして、ご意見ありましたらお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。それでは、これで予定されていた議題は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しいたします。よろしくお願いします。

○健康安全部長　大橋会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆さまにおかれましては、本日は貴重なご意見多数頂戴いたしました。我々事務局としてもそれを受け止めて、またこの検討会、もしくは部会の進行を進めてまいりたいと考えているところでございます。先ほど会長からもありましたが、第３回の検討会につきましては、今年の末12 月頃を予定しているところでございます。また日程につきましては、改めてご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、事務連絡になりますが、冒頭でもお知らせさせていただいたとおり、本日の議事録については、皆さまにご確認の上、公開とさせていただきたいと思います。後日改めまして、委員の皆さまに本日の議事録の案をご確認いただき、ご了承いただければ、都のホームページで公表させていただきたいと思います。こちらもまた、お手数をお掛けして恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。それでは、以上をもちまして、火葬場に係る検討会の第２回を閉会させていただきたいと思います。本日は、お忙しいところご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

（午後　４時１４分　閉会）